

## 法附則第 2 項に基づく専門委員会における検討結果について

### 1. 本専門委員会における検討事項等について

平成 19 年 11 月に施行された環境配慮契約法は、昨年 11 月に施行後 5 年が経過したところである。法の附則第 2 項に定められたとおり、5 年が経過した場合において、法の施行状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

このため、本年度は、平成 25 年度において本格的に実施する予定の検討に向けた準備段階と位置づけ、基本方針に定められた 5 つの契約類型ごとの環境配慮契約の締結実績及び競争環境に係る状況把握・整理、分析を行うこととした。また、これらの結果を踏まえ、契約類型別もしくは法全体に係る事項に関して、措置を行う必要がある課題の抽出を行うこととした。

本専門委員会においては、国及び独立行政法人等の契約類型別の環境配慮契約への取組状況及び取組に当たっての障害等の調査、また、地方公共団体に対するアンケート調査を踏まえ、契約類型別もしくは法全体に係る事項に関して、運用上又は制度上の課題を抽出するとともに、何らかの措置を行う必要性に関する検討を行うこととした。

併せて、環境配慮契約への取組が必ずしも進んでいない状況にある地方公共団体等に対し、効果的な環境配慮契約の導入促進方策の検討を行うこととした。

### 2. 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況、課題等について

国及び独立行政法人等については、各機関が法第 8 条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ・公表の上、環境大臣に報告している<sup>1</sup>。このため、各年度における契約類型ごとの締結実績及び推移等を整理・分析することとした。また、これまでの各機関の契約締結実績を勘案し、環境配慮契約の取組に関するヒアリング調査又は簡易なアンケート調査を実施し、環境配慮契約の実施が困難である等の理由の把握を行った。契約類型ごとの環境配慮契約への取組状況、課題等は、以下のとおり（詳細は参考 1 参照）。

#### ( 1 ) 電気の供給を受ける契約

##### 締結実績等の概要

<sup>1</sup> 締結実績は法施行時期等の関係で平成 20 年度以降について概要がとりまとめられている（環境配慮契約法は、平成 19 年 11 月 22 日施行のため、平成 19 年度の締結実績については一部省庁等で試験的に把握したのみである）。

- 総契約件数（環境配慮契約が不可能な場合を含む）に占める環境配慮契約の締結件数の割合は、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて 30% 台で推移している
- 契約電力量で見ると、環境配慮契約による入札が可能であった電力量に占める環境配慮契約の実施割合は、平成 22 年度、23 年度ともに 8 割程度であり、環境配慮契約は概ね取り組まれている状況にある

#### 課題と方策

- 全般的には環境配慮契約が実施されているものと評価できる
- 負荷率の高い施設においては新電力の入札不参加、大規模な施設においては安定供給可能な事業者に限られる等の課題がある
- 特別契約による安価な供給等の理由のため、環境配慮契約が実施されていない場合がある
- 安定供給やコスト面の課題が解決されれば、環境配慮契約を実施する可能性があることから、今後の状況次第では環境配慮契約の進展が見込めるものと考えられる
- しかしながら、東日本大震災以降、電力の需給逼迫を背景に、入札参加事業者が減少しており、現段階では環境配慮契約の実施に当たっての障害として徐々に顕在化していることに留意が必要

### （２）自動車の購入等に係る契約

#### 締結実績等の概要

- 総購入台数に占める環境配慮契約の実施割合は、平成 21 年度以降は毎年度 8 割を超えており、自動車の購入に係る契約において総合評価落札方式が広く採用されている状況にある
- 賃貸借に係る契約における環境配慮契約の実施割合は、平成 22 年度、23 年度ともに 20% 台であり、十分に実施されているとは言い難い状況にある

#### 課題と方策

- 購入に係る契約については、総合評価落札方式が広く採用されていることから、環境配慮契約を引き続き推進することが必要である
- 賃貸借に係る契約については、未だ十分とはいえない状況にあるが、環境配慮契約が困難な理由にあげられた多くの場合は、リース契約期間が短期であるため評価値への価格の寄与度が大きい（環境性能（燃費）がほとんど反映されない）場合が多い
- 今後、賃貸借機関を含めた詳細な環境配慮契約の実施状況の把握に努め、情報提供を含めた運用の改善を図る

### (3) 船舶の調達に係る契約

#### 締結実績等の概要

- 平成 22 年度、23 年度ともに、環境配慮契約の適用除外となる「当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される」に該当している場合が多く、環境配慮契約が十分に実施されていない

#### 課題と方策

- 多くの船舶の調達を行っている複数の機関から「業務・用途に影響がない範囲において可能な限り環境配慮契約を実施する」との回答が得られており、今後、更なる環境配慮契約の取組の進展が期待される
- 船舶の概略設計又基本設計は年間数件程度の発注であることから、今後調達事例が一定程度集まった時点において、詳細な内容の検討を行うこととする

### (4) 省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約

#### 締結実績等の概要

- フィジビリティ・スタディの実施件数は平成 20 年度には 20 件であったが、以後減少しており、平成 23 年度には 0 件となった
- ESCO 事業の実施件数は平成 20 年度 9 件、21 年度 2 件、22 年度 4 件、23 年度 1 件であり、環境配慮契約法の施行以降の ESCO 事業は、独立行政法人及び国立大学法人において実施されているが、国の機関においては実施されていない
- 一方、政府実行計画に基づく簡易 ESCO 診断は着実に実施されており、当該診断結果に基づき、改修が必要な施設等については、順次省エネ改修が行われている

#### 課題と方策

- ESCO 事業として成立しない場合にあっても、省エネ改修や省エネルギー設備・機器の導入等は適宜実施されている
- ESCO 事業として成立しない場合、さらに小規模で簡易 ESCO 診断等が実施されていない施設等においては、ソフト面の省エネルギー対策である省エネチューニングの有効性について広く普及していく
- 今後、環境配慮契約法に基づく ESCO 事業には該当しない省エネ改修等の実施状況についても把握する
- 本年度は、実績調査に基づいて課題と方策について検討・整理をしてきたところであるが、さらに検討を深めることを念頭に、より詳細な調査を行うこととする

## (5) 建築物の設計に係る契約

### 締結実績等の概要

- 平成 22 年度においては建築物の建築（新築）に係る設計業務 190 件中のうち 124 件（63.3%）、23 年度においては 220 件のうち 142 件（64.5%）が、環境配慮型プロポーザル方式を実施している
- 環境配慮型プロポーザル方式が実施されない理由としては、適用除外となる「温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない」と判断される場合、「設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業」に該当するケースが多くなっている

### 課題と方策

- 新築の設計業務については、約 3 分の 2 が環境配慮型プロポーザル方式による設計業務の発注が行われており、相応の評価ができる
- プロポーザル方式の実施に当たっての実施体制の整備、評価・判定等が課題としてあげられていることから、関係機関と協議の上、どのような支援が可能であるか、検討を行う

## 3. 地方公共団体における環境配慮契約の取組状況、課題等について

すべての地方公共団体 1,789 団体（平成 24 年 4 月 1 日現在）を対象に、環境配慮契約の取組状況等についてアンケート調査を行い、本専門委員会において、2 回にわたって課題等の検討を行った。調査結果の概要は、以下のとおり（詳細は[参考 2](#)参照）。

### (1) 調査結果の概要

- 環境配慮契約法の認知度は、法施行 5 年を経て「聞いたことがない」との回答は大きく減少し一定の進展がみられたが、理解度の向上は微増にとどまっている
- 「契約方針」の策定状況は、全体の 1 割が「策定済み」と回答し、都道府県・政令市は 3 割と高いものの区市は 12.5%、町村は 5.5%となっている。一方、「策定予定なし」との回答は、全体の 7 割、区市 68.4%、町村 73.9%にのぼる。過去 5 年で策定団体数は着実に増加しているものの、「今後策定予定」あるいは「今後策定したい」との回答は頭打ちの状況
- 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因は、「人的余裕がない、担当者の負担増」、「財政的な余裕がない」が区市、町村を中心にあげられている
- 環境配慮契約の進展のために国はどのような取組を進めるべきか聴取したところ、「他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」が最も多く、次いで「環境配慮契約の環境負荷低減効果、メリットに関する情報提供」とな

った

## (2) 地方公共団体における主な課題

地方公共団体における環境配慮契約の取組にかかる課題について、団体規模別、契約類型別等で抽出を行い、検討を行った。主な内容は以下のとおり。

- 法の認知度、理解度に関しては、団体規模により大きく異なり、規模が小さくなるにつれて「理解している」が減り、「きいたことはあるが、内容は理解できていない」が増えている。特に、町村では1割が「聞いたことがない」と回答しており、中小規模団体を中心に全体として周知が不足している
- 取組の阻害要因に関しては、中小規模団体で「人的余裕がない、担当者の負担増」が多く、担当者がいない・少ないといった要因が全体としても最も大きくなっている。大規模団体では、「各課部局で契約が行われているため、一括した環境配慮契約ができない」が多くなっており、組織間での調整が課題となっている
- 「電気の供給を受ける契約」に関しては、都道府県・政令市といった一定規模以上の団体では取り組まれているものの、中小規模団体では非常に少ない。阻害要因としては、大規模団体では基準設定等の難しさのほか、新電力の参入状況や供給力の観点から安定供給を懸念する要因があげられている。一方、中小規模団体では「制度自体を理解できていない」が多いほか、施設規模が小さく費用対効果に見合わない、入札不調の場合契約金額が上がる懸念等があげられており、団体規模により阻害要因が異なっている
- 「自動車の購入・賃貸借に係る契約」に関しては、都道府県・政令市では1割が全庁的な取組を行っているものの、規模に寄らず8割以上が「現在のところ、取り組む予定なし」としている。要因としては、大規模団体ではグリーン購入法に基づく取組を既に行っていること、中小規模団体では調達台数が少なく必要性が感じられないこと、等があげられている
- 「船舶の調達に係る契約」に関しては、取組団体が極めて少ない状況であり、要因としては全体の9割近くが「船舶の調達がない」としていること、調達がある団体でも調達隻数および頻度が少なく、数年、十数年に一度であるため、「現在のところ取り組む予定なし」が多くなっている
- 「ESCO事業に係る契約」に関しては、都道府県・政令市では5割の団体で実施実績があるものの、中小規模団体では「制度自体の理解不足」、「多額の初期投資の予算化が困難」等の要因により実施団体は少ない。その他、老朽化した施設の建て替え・耐震工事等を優先する必要がある、施設規模が小さい場合にESCO事業者の応札がない、事業にかかる費用以上のコスト削減を保証されるESCO事業であっても施設管理部門と光熱水費負担部門が異なり組織間調整が困難、といった要因も考えられる

- ソフト面での運用改善を行う「省エネチューニング」に関しては、認知度は高くないものの今後の実施・検討意向は高いことから、さらなる周知徹底が課題と考えられる。なお、ESCO 事業者等に発注する事業と団体が自らが実施する省エネ対策は区別することが重要との指摘がある
- 「建築物の設計に関する契約」に関しては、都道府県・政令市の1割が「環境配慮型プロポーザル方式を採用」としているが、多くは「現在のところ取り組む予定なし」となっている。阻害要因としては、「技術提案にどのような項目設定すればよいか分からない」といった契約方式に関するもののほか、小さな規模の団体では「当面、新しい施設の建築や大規模改修の予定がない」があげられている

### (3) 効果的な導入促進方策の検討

抽出された課題を踏まえ、本専門委員会において以下のような指摘がなされた。

- 全体的に環境配慮契約法に関する周知が行き渡っていない状況であり、認知度、理解度の向上策が先決
- 「電気の供給を受ける契約」や「自動車の購入・賃貸借に係る契約」等、団体規模別、契約類型別の取組の実情、課題等を踏まえた対策が必要
  - 「電気の供給を受ける契約」については新電力側の対応状況も考慮する必要があるが、「自動車の購入・賃貸借に係る契約」については取組拡大の可能性はある
- 「ESCO 事業に係る契約」や「省エネチューニング」等、取組拡大が期待される契約類型については、好事例や大きな効果が見込まれる事例等に関する情報提供が重要
- 「ESCO 事業に係る契約」や「建築物の設計に関する契約」等、実施頻度は少ないものの環境負荷低減効果が大きな契約類型については、大規模団体での取組を促すための方策が必要
- 環境負荷削減効果がより大きいと考えられる人口集中地域での取組を促進するため、人口カバー率等での進捗管理が必要

### (4) 具体的な導入促進方策等について

本専門委員会における検討を踏まえた、今後取りうる具体的な方策については、以下のとおり。

環境配慮契約の認知度、理解度の向上方策について

- 「環境配慮契約法取組事例データベース」による他団体の取組状況に関する情報提供
- 環境配慮契約の進展に役立ったものとして多くあげられた「環境配慮契約導

#### 入のための地方公共団体マニュアル」の活用

- 「環境配慮契約法基本方針全国説明会」による主に都市域を対象とした情報提供

#### 情報提供の内容について

- 担当者負荷の軽減方策や費用対効果、組織間の円滑な調整・連携等に関する他団体の好事例
- 「電気の供給を受ける契約」については、新電力との契約形態等に関する先進事例
- 「自動車の購入・賃貸借に係る契約」については、グリーン購入法との対比による位置づけや効果の違い、地方公共団体において総合評価落札方式を採用する場合の学識経験者からの意見聴取等に関する情報提供
- 「船舶の調達に係る契約」や「建築物の設計に関する契約」については、頻度が少ないものの1件当たりの環境負荷低減効果が大きいこと等に関する情報提供
- 「ESCO 事業に係る契約」については、防犯灯のLED化といった新たなサービスに関する情報提供

#### 地方公共団体における取組状況の進捗把握について

- 団体規模別での状況把握のほか、当該市区町村の人口規模による人口規模別、人口カバー率での進捗状況等の把握
- 「省エネチューニング」の導入状況について、ESCO 事業者に発注する事業と団体自らが実施する省エネ対策とを明確化した把握